

## ① 医療費に関する助成制度

治療のため医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合等では、以下のような制度を利用することができます。

| 制度                           | 内容   | 窓口   |
|------------------------------|--|--|
| 高額療養費制度                      | 医療機関に支払う医療費が高額となり、一定の金額を超える場合、超えた部分が医療保険者から支給される制度です。<br><br>さらに…<br>事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、窓口で上限分まで払えばよくなる制度があります。<br>また、「限度額適用認定証」等が利用できない場合に、受領委任払制度があります。<br><br>さらに、介護保険利用者は「高額医療・高額介護合算」制度もあります。 | ご加入の医療保険の保険者にお問合せください  |
| 一部負担金減免制度                    | 災害など特別な理由により、著しく生活が困難となった場合、収入が一定の基準額以下の方に対して、病院の窓口での支払いが軽減されます。軽減の種類は、免除、減額、猶予の3種類です。   |  |
| 四肢リンパ浮腫治療のための弾性着衣等にかかる療養費の支給 | 腋窩、骨盤内の広範なリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等の購入費用の一部の払い戻しを受けることができます。   |  |
| 小児慢性特定疾病医療費支給                | 小児がん等にかかった児童の健全育成のため、医療費の一部を支給する制度です。  |  |
| 名古屋市福祉医療費助成制度                | 医療費の自己負担額を助成する制度です。<br>●子ども医療費助成<br>●ひとり親家庭等医療費助成<br>●障害者医療費助成<br>●福祉給付金（高齢者）  | 区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係 27頁   |
| 自立支援医療（育成医療、更生医療）            | 一定の障害がある方に、医療費の自己負担を一部助成する制度です。<br>育成医療は18歳未満の児童、更生医療は18歳以上の身体障害者手帳所持者が対象です。   | 育成医療<br>⇒保健センター保健予防課保健感染症係※（支所管内は保健センター分室（精神・難病等））28頁<br>更生医療<br>⇒区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係 27頁 |

※平成31年5月7日から中村・瑞穂・港・南・緑区は保健予防課（区役所内窓口）（28頁参照）

## ② 生活に関わる支援制度

療養のために働けないことで、収入が減少したり、治療のため医療費が高額になったり、経済的に不安がある場合、次のような制度を利用することができます。

## 傷病手当金（会社員・公務員）

- 会社員や公務員などが病気などで働けなくなった時に、生活を支えてくれる制度です。被用者保険（健康保険、共済組合、船員保険）独自のもので、休職している間1日につき給料（日額）の3分の2にあたる額を保証されます。

問合せ：加入する公的医療保険の窓口

## 生活福祉資金の貸付

- 低所得者世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯に、都道府県の社会福祉協議会が生活福祉資金として貸し付ける制度です。貸付資金の種類として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類があります。

問合せ：お住まいの区の社会福祉協議会

## 生活保護

- 生活に困っているすべての人々に対して、その困っている状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で生活できるように、手助けをすることを目的とした制度です。

問合せ：お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課

## 医療費控除

- 1年間に一定以上の医療費の自己負担があった場合に、税金を軽減します。税制上の仕組みのため、高額療養費制度などとは、控除の対象となる医療費や、手続きなどが異なります。

問合せ：税務署

## ③ その他の制度

病気やけがのために一定の障害が生じた場合に受けることができる制度があります。

### 身体障害者手帳

- 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。申請を行う際には、身体障害者手帳指定医の診断書が必要となります。各種の福祉制度を利用することができます。

問合せ：お住まいの区の区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係（27頁参照）

### 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

- 一定の納付要件を満たす国民年金加入者、加入者であった者が、けがや病気で障害者になった時に支給されます。人口膀胱・人口肛門の造設や、咽頭部摘出を受けた方等、日常生活に著しい制限を受ける状態になった方が受給できます。また20歳前のけがや病気などで障害者となった場合も対象です。

問合せ：障害基礎年金 区役所保険年金課管理係または支所区民福祉課保険係（27頁参照）

障害厚生年金 職場の担当年金事務所

### 障害手当金（厚生年金）・障害一時金（共済年金）

- 厚生年金の加入者が対象で、障害年金の対象にならない程度の障害を負った方に、一度だけ支給されるものです。

問合せ：職場の担当年金事務所

### 特別児童扶養手当

- 身体又は精神に障害を有する20歳未満の児童を監護する親又は養育者に対して手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としたものです。小児がんや治療が原因の場合も、受給対象になることがあります。

問合せ：お住まいの区の区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係（27頁参照）

### 障害児福祉手当

- 重度の障害を有する児童に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としたものです。身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活において常時の介護を必要とする程度の20歳未満の方に支給されます。

原則、在宅・入院中（一部対象外）の方が対象になります。

※急性の疾患、術後のため安静を必要とする状態のものは含みません。

問合せ：お住まいの区の区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係（27頁参照）

### 特別障害者手当

- 著しく重度の障害を有する方に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としたものです。身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の20歳以上の方に支給されます。

原則、在宅の方が対象になり、入院中の方は入院期間が3か月を超えると資格喪失となります。

※急性の疾患、術後のため安静を必要とする状態のものは含みません。

問合せ：お住まいの区の区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係（27頁参照）